

～令和 7 年度 9 月分から保育料完全無料化のお知らせ～

保育料について

令和 7 年度 9 月分から、0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの第 1 子の保育料が無料となりました。この改正により、全ての児童の保育料が無料となります。

※非課税世帯については、従来から無料となっております。

令和 7 年度

年齢	8 月分まで	9 月分から
0～2 歳児 クラス	第 1 子 有料	無料
	第 2 子以降 無料	
3～5 歳児クラス	無料	

保育料が完全無料化となり、ご家庭の負担がさらに減りました！

ご注意ください

・保育料の無料化については、①0 歳児～2 歳児クラス、②3 歳児～5 歳児クラスが対象です。

①0 歳児～2 歳児クラスの児童は、給食費も含み、完全無料化となります。

②3 歳児～5 歳児クラスの児童は、国の無償化により保育料は無料ですが、国の方針に基づき、給食費（副食費）は別途徴収しております。詳しくは入所のしおり P 17 をご確認ください。

・保育料の完全無料化については、東京都の補助金を活用し実施するものであり、独自制度となります。本制度の利用に当たり、各世帯の市区町村民税の額を把握する必要があるため、父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）に該当する方は必ず市区町村民税の申告をお願いいたします。

4 月～8 月に入所している児童 ⇒ 前年度市区町村民税の額

9 月～3 月に入所している児童 ⇒ 当該年度市区町村民税の額

・保育料の他に、各施設で保護者が負担する費用があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。